

1. 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	中小企業金融の円滑化
15 年度 重点施策	意見交換会等での要請 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	企業金融が円滑に行われること

3. 政策の内容

バブル経済の崩壊以降、長期間にわたって景気の低迷が続く中、金融機関について、その融資態度を必要以上に萎縮させているのではないかという、いわゆる「貸し渋り」問題が指摘されてきました。これに対し、政府としては、これまで、信用保証協会等の信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など様々な措置を講じてきており、平成 14 年 10 月の「金融再生プログラム」においても、主要行の不良債権処理によって、我が国企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、各種のセーフティネットを講じることとしたところです。

現在、中小企業を巡る金融環境は、なお厳しい状況にあるため、このような状況下、金融庁としては、地域や中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組んでいるところです。

4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

(1) 意見交換会等での要請

各金融機関の代表者等に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化を要請することで、中小企業金融の円滑化を促しました。

(2) 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用

貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を検査・監督に活用することで、中小企業金融の円滑化を促しました。

意見交換会等での要請、貸し渋り・貸し剥がしホットラインの活用、その他の中小企業金融の円滑化に向けた取組み、を行った結果、金融機関の「(中小企業に対する)貸出態度判断 D.I.」(日銀短観 16 年 6 月調査)は +2 と、15 年第 1 四半期から 6 四半期連続して改善し、9 年 9 月調査(+9)以来 6 年 9 ヶ月振りにプラスとなったところです。

5 . 今後の課題

- (1) 中小企業金融の円滑化に向けて、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関との意見交換等の場において引き続き要請するとともに、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報の十分な活用にも努めるほか、検査マニュアル別冊〔中小企業編〕の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めるなど、適時適切な施策を行う必要があります。

- (2) 平成 17 年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、(中小企業金融の円滑化に向けた)取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。